

メディカルフィットネス会則

2021.12.1 改定

第1条(定義)

本会則は、「医療法人 溪仁会 溪仁会円山クリニック」(以下クリニックという)の運営する「メディカルフィットネス」(以下「フィットネス」という)に入会されたフィットネス会員(以下「会員」という)に適用します。

第2条(会員制)

- (1) フィットネスは、会員制とします。
- (2) フィットネスの利用範囲、条件およびサービス・特典については別に定めます。
- (3) 利用時間は、火曜日から土曜日の 9 時から 21 時 30 分とし、21 時 30 分に退館して頂きます。
(ゴールデンウィーク、年末年始は休館させていただきます。期日が近づきましたらフィットネスルーム内及びホームページで周知致します。)

第3条(入会・継続資格)

フィットネス入会資格は、以下の通りとし、これらの項目全てを満たす方とします。

- (1) クリニックにて健診(Hコース及びフィットネス会員健診コースを除く)を受診された日より 2 年以内の方。
もしくは溪仁会グループ職員並びにその被扶養者の方。
- (2) 16 歳以上の方。
未成年の方が入会しようとするときは、親権者が連署した上、入会手続きを行うものとします。この場合、親権者は、自らが会員か否かに関わらず、本会則に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとします。
- (3) 介護認定を受けていない方。
- (4) 暴力団関係者等、反社会的勢力及びその関係者に該当しない方。
- (5) 刺青、タトゥーがない方。
- (6) 以下の条件に当てはまらない方。
 - ・ 心臓発作、脳卒中を最近6ヶ月以内に起こした方。
 - ・ 狭心症、心不全、重症不整脈(多発心室外収縮、高度の除脈等)のある方。
 - ・ 収縮期血圧 180mmHg 以上、または、拡張期血圧 110mmHg 以上の高血圧の方。
 - ・ 閉塞性肺疾患(気管支喘息、肺気腫など)で息切れ、呼吸困難がある方。
 - ・ 糖尿病で重篤な合併症(網膜症、腎症)のある方。
 - ・ 急性期の関節痛、関節炎、腰痛、神経症状のある方。
 - ・ 急性期の肺炎、肝炎などの炎症がある方。
 - ・ その他運動プログラムによって、健康状態が急変あるいは悪化する可能性がある方。
- (7) 以下の条件に該当する場合の運動制限を理解頂ける方。
 - ・ コントロールされた心疾患、不整脈のある方。
 - ・ 閉塞性肺疾患で症状の軽い方。
 - ・ 慢性期の関節痛、関節炎、腰痛、神経症状のある方。
 - ・ 骨粗鬆症で脊柱圧迫骨折のある方。
 - ・ 認知機能低下により、運動が困難である方。
- (8) 治療、経過観察中の疾患、症状等について担当医師の指示に従って利用出来る方。
※虚偽の申告をした場合の事故に関して、クリニックは一切の責任を負いません。
- (9) フィットネス利用可能な健康状態である事を申告頂いた方。
※健診結果、整形疾患、第3条(6)・(7)の条件、第3条(8)、第20条、第21条、利用日当日の血圧などにより運動制限や中止、又は入会・継続をお断りさせて頂く場合があります。

- (10)無理せずトレーニングを行い、体調不良等を感じた場合には速やかに運動を中止し、事故防止に努め、自己責任のもと利用出来る方。
- (11)メディカルフィットネス会則に同意頂いた方。

第4条(入会手続き)

フィットネスに入会しようとするときは、以下の定める手続きが必要になります。

- (1) 所定の申込書類により入会申込手続きを行って頂きます。
- (2) 入会日当日は、会員区分に従って諸費用等をお支払い頂きます。
※申込書類の受理、諸費用を支払した時点よりフィットネス入会となります。
- (3) 未成年の方が入会しようとする時、親権者の同意を得た上で入会して頂きます。この場合、親権者自らの会員資格の有無に関わらず、法令に定めがある場合を除き、本会則に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとします。

第5条(諸規則の遵守)

フィットネス利用にあたり、本会則および施設内諸規則を遵守し、クリニックスタッフの指示に従って頂きます。

第6条(届出内容変更手続き)

- (1) 会員は、申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに変更手続きを行って頂く必要があります。
- (2) クリニックより会員宛てに通知を発する場合は、会員から届出のあった最新の住所宛てに行い、通知の発送を持って通知の効力を有するものとします。

第7条(個人情報保護)

個人情報の利用目的を事務手続き・メニュー作成・問診の管理・アンケートの実施の為とし、目的の範囲外での利用及び提供は行いません。

第8条(受診勧奨)

- (1) クリニックは、安全管理、健康状態の確認等の目的で会員の健康診断結果報告書を閲覧致します。
- (2) クリニックは会員に対し、健康診断、再検査、精密検査の受診勧奨を致します。

第9条(費用)

- (1) 当月の費用(月会費)は、毎月 27 日(休日の場合は翌営業日)に引落しさせて頂きます。
- (2) 引落し開始は、「預金口座振替依頼書」の受理日によって異なります。
※「預金口座振替依頼書」に不備がある際には再提出して頂きます。
その場合は、再提出日によって引落し開始日の遅れが発生し、現金で徴収する場合もあります。
- (3) 費用(月会費)は、施設利用の有無にかかわらず、退会手続き終了までお支払い頂きます。
- (4) 第3条(1)の対象の会員は入会月の費用(月会費)無料特典を 1 回のみ適用することができます。

- (5) 第3条(1)の対象の会員は、入会時に 3ヶ月以上継続の意思を表明し、特典(入会月の費用(月会費)無料)を受けた場合でも、2ヶ月以内に退会した場合は入会月の費用(月会費)をお支払い頂きます。
- (6) 預金口座振替後、通帳記帳時の通帳摘要表示は右記を参照下さい。

費用(月会費)は、施設利用の有無にかかわらず、銀行名	表示
北洋銀行・北海道銀行・北陸銀行 北海道労働金庫・道内の各信用金庫 北海道信連及び道内の各農業協同組合	HS. マルヤマクリニック
道内の各信用組合	HS. ホクヨウシステム
全国のゆうちょ銀行	HS. マルヤマクリニック
上記以外	SMBC(HS. マルヤマ)

第10条(退会)

- (1) 会員が自己都合によりフィットネスを退会するときは、月末営業日までにクリニックに来館し、所定の書面により手続きを完了して頂く必要があります。
※退会申請は基本的に会員がクリニックにて手続きをして頂きますが、来館することが難しい場合はスタッフへご連絡下さい。
- (2) 第3条(1)に定める、健診を受診された日より2年後の月末までにクリニックで健診を受診されなかった場合は自動的に退会と致します。
- (3) クリニックは会員の退会手続きが完了するまで、月会費を請求する権利を有します。

第11条(再入会)

- (1) 再入会をするときは、所定の書面により手続きを完了して頂く必要があります。
- (2) 第10条(2)に定める退会となった場合は、クリニックで健診を受診して頂いて健診結果報告書がお手元に届いた後に手続きが可能となります。
- (3) 過去に入会月の費用(月会費)無料特典を適用した方は、再入会時に適用できません。

第12条(会員資格の相続・譲渡)

会員資格は、他の方に相続・譲渡できません。

第13条(遺失物・忘れ物・放置物)

- (1) 会員がフィットネス利用に際して生じた紛失については会員の自己責任とし、クリニックの責めに帰する事由があった場合を除き、クリニックは責任を負いません。
- (2) 忘れ物、放置物については、原則として3ヵ月保管した後に処分いたします。

第14条(会員資格喪失)

会員は、次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利をも喪失します。

- (1) 第10条(1)に定める退会手続きが完了したとき。
- (2) 第10条(2)に該当したとき。
- (3) 第15条によりクリニックに除名されたとき。
- (4) 会員本人が死亡され、親族より退会手続きが完了したとき。
- (5) 健診結果によりクリニックが運動不可と判断したとき。
- (6) 湊仁会グループ職員を退職したとき。また、その扶養とされなくなったとき。

第15条(会員に対する処分)

次の各号に該当する場合、クリニックは、その会員に対して警告あるいは、除名致します。

- (1) メディカルフィットネス会則および諸規則に違反したとき。
- (2) 第17条の行為を繰り返し行うなど施設内外の安全及び秩序が保たれないと判断したとき。
- (3) 第20条に該当したとき。
- (4) 費用の支払いを連続して3ヶ月怠ったとき。
- (5) 法令に違反したとき。
- (6) その他、クリニックが会員としてふさわしくないと認めたとき。

第16条(施設の一時的閉鎖、一時的休業)

- (1) 次の各号に該当するとき、クリニックは、諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業致します。
- ・ 定期休業による場合。
 - ・ 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ない場合。
 - ・ 気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶとクリニックが判断した場合。
 - ・ その他、施設の安全上、その他重大な事由によりやむを得ない場合。
- (2) 法令の定めがある場合を除き、閉鎖、休業により会員の費用(月会費)支払義務が軽減・免除されることはありません。また、各種サービス・特典の対象期間は延長致しません。
- (3) 閉鎖、休業が事前に予定されている場合は、フィットネスルーム内及びホームページにて周知致します。

第17条(禁止事項)

会員は、クリニック及び近隣地域にて、次の行為をしてはいけません。

- (1) 他の会員を含む第三者(以下「他の方」という)やフィットネススタッフ、施設を誹謗、中傷すること。
- (2) 他の方やフィットネススタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の暴力行為。
- (3) 大声、奇声を発すること、他の方やフィットネススタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。
- (4) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方やフィットネススタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- (5) 諸施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
- (6) 他の方やフィットネススタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為。
- (7) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でフィットネススタッフに迷惑を及ぼす行為。
- (8) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。
- (9) 刃物など危険物のクリニックへの持ち込み。
- (10) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- (11) 高額な金銭、貴重品の持ち込み。
- (12) フィットネスエリアで持ち物を預けること。
- (13) フィットネス利用やそれに付随するサービス以外でロッカー、駐車場を使用すること。
- (14) フィットネスエリアでの通話(玄関、駐車場付近のみ通話可)。
- (15) クリニックの秩序を乱す行為。
- (16) その他、クリニックが会員としてふさわしくないと認める行為。

第18条(損害賠償責任免責)

- (1) 会員がフィットネスを利用中、会員自身が受けた損害に対して、クリニックに故意または過失がある場合を除き、クリニックは当該損害に対する責任を負いません。
- (2) 会員同士の間に生じた係争やトラブルについてはクリニックに故意または過失がある場合を除き、クリニックは一切関与いたしません。

第19条(会員の損害賠償責任)

会員がフィットネスを利用中、会員の責に帰する事由により、クリニックまたは第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負うものとします。

第20条(利用の禁止)

次の各号に該当するときは、フィットネス利用を禁止します。

- (1) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
- (2) 第17条で禁止されている行為を行ったとき。
- (3) その他、正常な施設利用ができないとクリニックが判断したとき。

第21条(利用の制限)

次の各号に該当するときは、フィットネス利用を制限します。

- (1) 飲酒等により、正常な施設利用ができないとクリニックが判断したとき。
- (2) 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。
- (3) 医師から運動、入浴等を禁じられていることが判明したとき。
- (4) 妊娠されていることが判明したとき。
- (5) その他、正常な施設利用ができないとクリニックが判断したとき。

第22条(諸費用の変更ならびに運営システムの変更)

クリニックは本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用及び施設運営システムについて、クリニックが必要と判断したときはこれらを変更致します。この場合、クリニックは原則として 1 ヶ月前にフィットネスルーム内及びホームページにて会員に周知致します。

第23条(会則の改定)

クリニックは会則を改定することができます。なお、会則を改定するときは、フィットネスルーム内及びホームページにて告知することとし、改定した会則の効力は全会員に及ぶものとします。